

平成 22 年 12 月 4 日（土）実施 大刀洗町事業仕分け

1 事業名及び担当課

事業番号	事業名	担当課
2-2	準要保護児童生徒就学援助費補助金	学校教育課

2 仕分け結果 () は、仕分け人の判定結果

不 要	民間	国・県・広域	町(要改善)	町(現状維持)	結 果
0	0	0	4	5 (4)	町(現状維持)

3 仕分け人及び判定人コメント

(仕分け人コメント)

- ・学用品等が購入され、児童・生徒のために使われているか検討すべき。
- ・準要保護の基準を 1.1~1.2 にするのであれば、町政負担の福祉施策全体のバランスを取る必要がある。
- ・準要保護基準の 1.0 は町の判断だが、基準は福祉政策としての一貫性をもたせるべきだ。(個人的には 1.0 は妥当と思う)
- ・町民税非課税世帯に半額補助など、段階を設けるなど対応が必要では。
- ・この補助金は一義的に判断すべきであり、民生委員の意見はどうか。(あくまで参考程度と思う)
- ・法律の制約はあると思うが、支給は現物支給にすべき。
- ・財政負担を考えると現状のままでよい。

(判定人コメント)

- ・支給方法の変更の検討（給食費、修学旅行等は直接学校に支給）
(保護者の生活費とならないように)
- ・基準による審査と民生委員の意見の食い違い等が一部あるようなので、対応の再考を。(民生委員の個人的な判断となる可能性がある)
- ・支給額の 9 割、8 割補助など弾力的な補助は検討できないか。
- ・給食費は子供手当で支払うべき。(厳しいか知れないが)
- ・学校が出す学用品の注文用紙の金額は高すぎる。(自分で揃えたら半額ぐらい)
- ・学用品は物品で配付できないか。
- ・所得だけで認定するのはおかしいと思う。
- ・この先、要保護・準要保護の保護者が増えたらどうするのか。(年々増加している)
- ・前年度所得だけでは分からぬと思う。(離婚、失業などで生活が苦しい家庭も)

4 今後の方針

1 審査基準等

① 支給基準

- ・準要保護基準の 1.0 は、子供手当が支給されるようになったので、当面は今の基準で行う。
- ・住民税非課税世帯等の段階に応じた支給について、調査・検討する。

② 民生委員の意見

現実的に民生委員の意見は参考意見であるため、今後は民生委員の意見徴収はやめる方向で検討する。

2 各種支給の使途等の調査

- ① 各学校で校納金の徴収状況を調査し、支給基準との比較を行う。
- ② 各学校に 6 月毎に支給しているが、支給時にどの程度保護者の滞納があるか調査を行う。
- ③ 福祉行政等の支給基準の調査を行う。